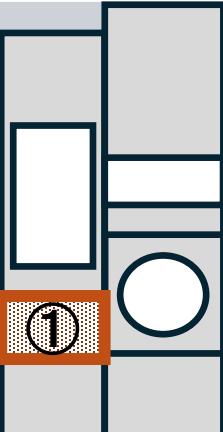
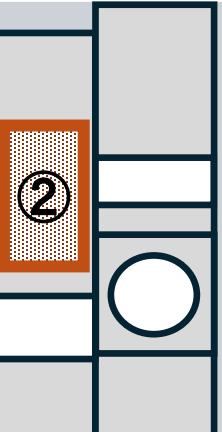
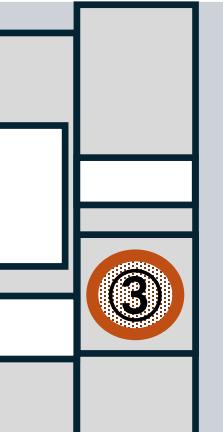
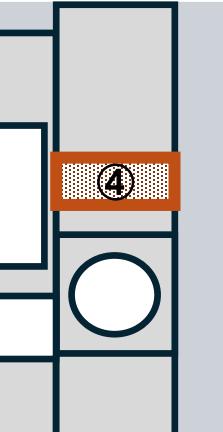


# 大阪市中央区ビル火災の主な看板等にかかる建築基準法への適合性について

看板番号	①	②	③	④
道頓堀側からの模式図				
イナカ会館 田舎そばビル	イナカ会館 田舎そばビル	イナカ会館 田舎そばビル	イナカ会館 田舎そばビル	イナカ会館 田舎そばビル
看板の設置場所	2通りの捉え方ができる(*) ①建物の外壁 ②自立した工作物	建物の外壁	建物の外壁	建物の外壁
看板部分の高さ	①3.30m ②4 m超	8.62m	3.90m	2.91m
法第64条 看板等の防火措置 <small>防火地域にある看板等で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ3mを超えるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。</small>	・①、②いずれの場合も適用対象 ・不燃材料ではなかった	・適用対象 ・不燃材料ではなかった	・適用対象 ・不燃材料ではなかった	・適用外
法第88条 確認申請により 強度の確認等 <small>高さ4mを超える広告板等は、確認申請の提出や構造規定等に適合する必要がある。</small>	①申請不要 ②申請対象 ・申請されたかどうか確認できなかった <small>*設置経過によっては木製の工作物の高さが看板の高さ(4m超)となるが、建物管理者は設置経過を把握していないかった</small>	・申請対象 ・申請されたかどうか確認できなかった	・申請不要	・申請不要